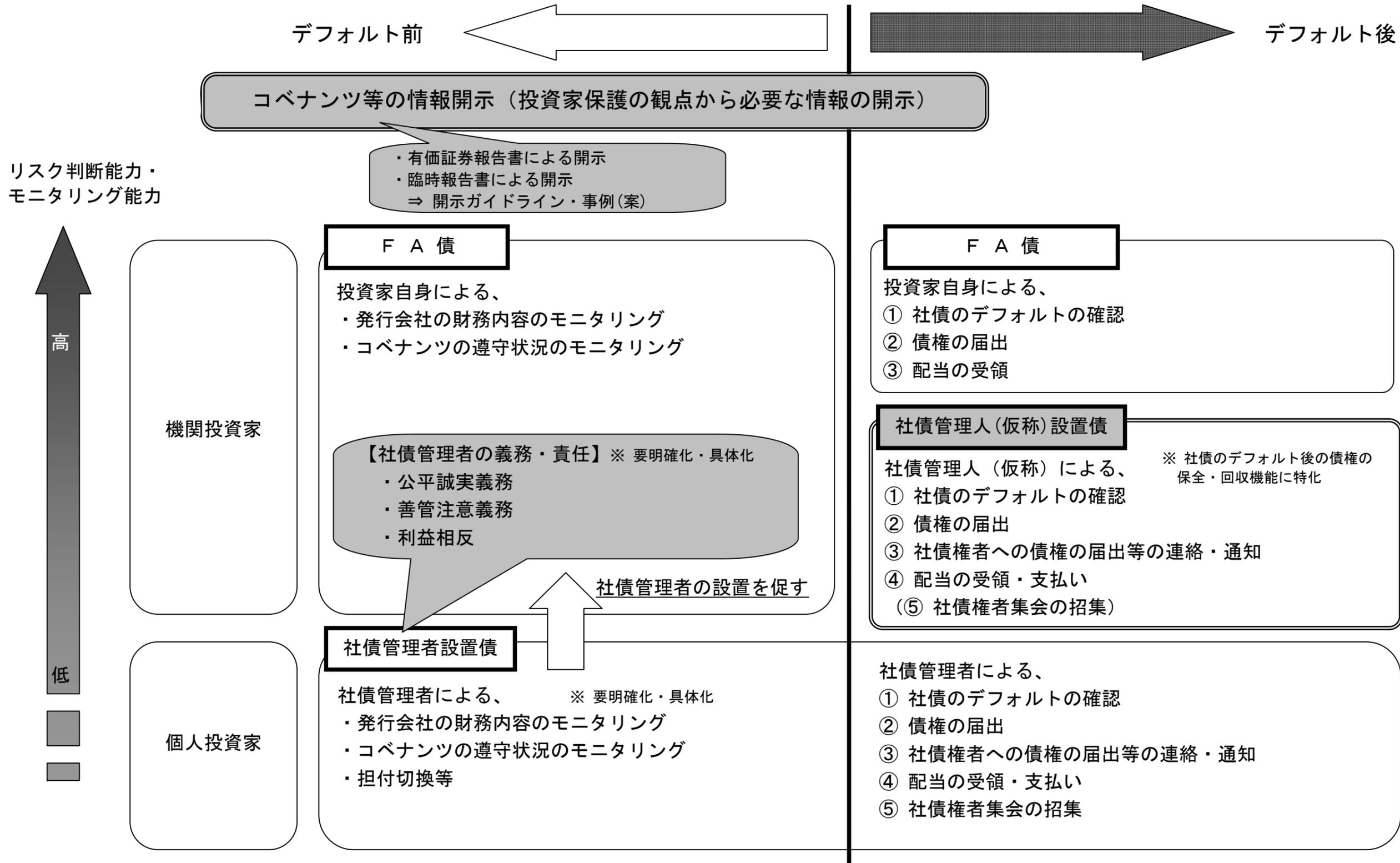


社債管理の多様化について（整理メモ）

平成 23 年 6 月 10 日



デフォルト前

デフォルト後

コベナンツ等の情報開示（投資家保護の観点から必要な情報の開示）

- ・有価証券報告書による開示
- ・臨時報告書による開示
- ⇒ 開示ガイドライン・事例(案)

F A 債

- 投資家自身による、
- ・発行会社の財務内容のモニタリング
  - ・コベナンツの遵守状況のモニタリング

【社債管理者の義務・責任】 ※ 要明確化・具体化

- ・公平誠実義務
- ・善管注意義務
- ・利益相反

社債管理者の設置を促す

社債管理者設置債

- 社債管理者による、 ※ 要明確化・具体化
- ・発行会社の財務内容のモニタリング
  - ・コベナンツの遵守状況のモニタリング
  - ・担付切替等

F A 債

- 投資家自身による、
- ① 社債のデフォルトの確認
  - ② 債権の届出
  - ③ 配当の受領

社債管理人(仮称)設置債

- 社債管理人(仮称)による、
- ① 社債のデフォルトの確認
  - ② 債権の届出
  - ③ 社債権者への債権の届出等の連絡・通知
  - ④ 配当の受領・支払い
  - (⑤ 社債権者集会の招集)

※ 社債のデフォルト後の債権の保全・回収機能に特化

- 社債管理者による、
- ① 社債のデフォルトの確認
  - ② 債権の届出
  - ③ 社債権者への債権の届出等の連絡・通知
  - ④ 配当の受領・支払い
  - ⑤ 社債権者集会の招集

リスク判断能力・モニタリング能力

高

低

機関投資家

個人投資家